

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〈決算〉													(単位:千円)				
No	事業名称	目的	事業概要	事業の始期・終期 (例: R6.4.1～R7.3.31)	実績	成果	事業費 (R6決算)	財源 国庫支出 金	重点交付 金	県支出金	その他	一般財源					
1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業【物価高騰対策給付金】	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する	住民税非課税世帯に対し1世帯あたり7万円を支給	R5.12.1 ～ R6.3.31	給付費: 274,050千円(3,915世帯) 事務費: 2,571千円 (職員時間外手当、トナー等消耗品費、封筒印刷費、通信運搬費、振込手数料、システム改修費等委託料)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	26,670		26,670			0					
2	定額減税調整給付金給付事業	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる方に、減税額確定を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付するもの	【対象者(個人単位)】 定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」(令和5年分所得税額)又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者 ・定額減税可能額: 所得税分＝3万円×減税対象人数、個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数 ※減税対象人数: 納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数 【給付額】 (1)＋(2)の合算額(合算額を万円単位に切り上げる) (1)所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額) ((1)<0の場合は0) (2)個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額 ((2)<0の場合は0)	R6.2.5 ～ R6.3.31	消耗品費: 198,957円 印刷製本費: 206,360円 手数料: 613,908円 委託料 ・システム改修業務委託料: 708,400円 ・定額減税補足給付金(調整給付)支給に係るコールセンター業務: 4,399,560円 ・定額減税補足給付金(調整給付)支給業務: 1,749,440円 負担金補助交付金: 241,590,000円(実支給者数: 5,868人) 合計: 249,466,625円	基幹系システム(Acrocity住民情報システム)及び税務LANシステムの改修を行い、定額減税及び調整給付の給付対象者への支給処理に必要な準備を整え、定額減税しきれないと見込まれる方に、減税額確定を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付することができた。	251,754		251,754		0						
2	新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金等給付事業	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する	住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯あたり10万円を支給 ただし、令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で3万円受給した世帯には7万円を支給	R6.7.8 ～ R6.10.31	給付費: 34,840千円(375世帯) 事務費: 862千円 (トナー等消耗品費、封筒印刷費、通信運搬費、振込手数料、システム改修費)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	35,590		35,590			0					
2	新たな住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金給付事業	物価高が続く中で住民税均等割のみ課税世帯等への支援を行う	住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯あたり10万円を支給 ただし、令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で3万円受給した世帯には7万円を支給	R6.7.8 ～ R6.10.31	給付費: 23,760千円(243世帯) 事務費: 94千円 (トナー等消耗品費、封筒印刷費、通信運搬費、振込手数料、システム改修費)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	23,854		23,854			0					
2	低所得者子育て世帯加算給付金給付事業	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和6年度新たな大川市住民税非課税世帯臨時特別給付金及び令和6年度新たな大川市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の給付対象世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給	～ R6.10.31	給付費: 6,350千円(64世帯・127人) うち非課税世帯: 37世帯(66人) 均等割のみ課税世帯: 27世帯(61人) 事務費: 814千円(システム改修委託料)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	7,114		7,114			0					
7	住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する	住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円を支給	R7.2.17 ～ R7.5.30	給付費: 110,610千円(3,687世帯) 事務費: 1,924千円 (職員時間外手当、トナー等消耗品費、封筒印刷費、通信運搬費、振込手数料、システム改修費等委託料)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	112,534		112,534			0					
7	住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業(子ども加算分)	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和6年度大川市住民税非課税世帯への臨時特別給付金の給付対象世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり2万円を支給	～ R7.5.30	給付費: 7,920千円(224世帯・396人)	物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うことができた	7,880		7,880			0					
11	プレミアム商品券発行事業補助金	物価高騰等の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を図り、地域経済の回復・活性化を支援するためプレミアム商品券を発行し、市民生活の安定と地域経済の回復を図る	商工会議所が発行するプレミアム商品券のプレミアム分20%のうち10%を補助 【おおかわる券(紙発行)】 3億8千4百万円分発行(12,000円×32,000セット)※プレミアム分(1,000円×2枚)上乗せ 購入限度額 30万円(1世帯) 【おおかわるペイ(キャッシュレス)】 9千6百万円分発行(12,000円×8,000セット) ※プレミアム分(2,000円)上乗せ 購入限度額 10万円(スマートフォン1台あたり)、1円単位で利用可能	【おおかわる券】 R6.8.6 ～ R7.1.31 【おおかわるペイ】 R6.10.1 ～ R7.1.31	【おおかわる券】 ・382,769,000円(換金総額)÷384,000,000円(発行総額)×32,000,000円(市補助金)＝31,897,416円 【おおかわるペイ】 ・95,967,338円(換金総額)÷96,000,000円(発行総額)×8,000,000円(市補助金)＝7,997,278円 <補助額定額> 31,897,416円+7,997,278円＝39,894,216円※事務費の補助はなし	【おおかわる券】 ・換金率: 99.68% ・登録取扱店数: 266店 商品券購入者の85.2%が市内在住者で、60歳以上の方が約52%を占めた 【おおかわるペイ】 ・換金率: 99.96% ・登録取扱店数: 125店 商品券購入者の46.8%が市内在住者(紙と違い市外在住者も多かった)で、60歳以上の方が約42%を占めた いずれも、「今後も頻繁に発行してほしい」という声が多く、地域の経済の回復に効果があった。	39,895		39,895		0						
12	学校給食費物価高騰分助成事業(国R5補正分)	物価高騰が長引いているため、更なる不足が生じる学校給食材料費を公費負担し、保護者の負担軽減を図る	食材料費物価高騰分の公費負担 【現行給食費(保護者負担額)】 小学校: 1人あたり月額4,300円 中学校: 1人あたり月額5,000円	R6.4.1 ～ R7.3.31	膳材料費15,000千円(小学校: 9,039千円、中学校: 5,961千円)の物価高騰分を公費負担 小学校: 1人あたり月額636円(日額36円) 中学校: 1人あたり月額859円(日額49円)を支援した	児童生徒分の給食費を値上げすることなく、安全安心な給食を提供することができた	15,000		14,490			510					
13	保育所等給食支援費補助金	物価高騰による給食物資の材料費高騰の影響により、私立保育所等における給食の材料費高騰分を助成することにより、これまでとおりの栄養バランスや量を保った給食の実施や保護者の負担軽減を図る。	私立保育所等の給食材料費の高騰分 福岡県が実施する「物価エネルギー高騰対策」の市町村負担分(職員等を除く)	R6.4.1 ～ R7.3.31	大川市保育所等給食支援費補助金 5,359千円(福岡県: 1/2補助) 650円/月×687人×12月＝5,359千円(福岡県補助: 2,679千円) 市内私立保育所 8園 市内地方裁量型認定こども園 1園	物価高騰により不足が生じる私立保育所等の給食材料費を補助することにより、保護者の負担軽減を図ることができた	5,359		5,359			0					
14	介護サービス事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金	電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている市所管の介護サービス事業所等に対し、光熱費等の上昇分を支援することで、運営に係る経費負担を軽減する	市所管の介護サービス事業所等に対し光熱費等の一部を助成(R7.1月～R7.3月) ・補助金 補助単価 入所施設等 (高圧)23.6千円/人(低圧)24.6千円/人 通所施設等 (高圧)8.7千円/人(低圧)8.3千円/人 訪問系施設等 (高圧)14.2千円/事業所(低圧)14.2千円/事業所 振込手数料 123円/件	R7.1.28 ～ R7.3.31	介護サービス事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金 4,708.4千円 振込手数料 1,722円 【内訳】 認知症対応型共同生活介護事業所(8箇所)3,045.6千円、小規模多機能型居宅介護事業所(4か所)1,290.8千円、地域密着型通所介護事業所(1箇所)83千円、居宅介護支援事業所(7箇所)99.4千円、介護予防支援事業所(3箇所)42.6千円、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(1箇所)142千円、お風呂困窮者支援事業所(1箇所)132.8千円	市が所管する介護サービス事業者等(15法人27事業所)に対し、県所管の事業所等と同等の物価高騰対策の支援を行うことにより、社会福祉サービスの質の確保した	4,708		4,708			0					
15	介護サービス事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金(指定管理施設分)	電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている市指定管理施設の養護老人ホームに対し、市所管の介護サービス事業所等と同様に、光熱費等の上昇分を支援することで、運営に係る経費負担を軽減する	市指定管理施設である養護老人ホームに対し光熱費等の一部を助成(R7.1月～R7.3月) 補助単価 入所施設等 (高圧)23.6千円/人	R7.1.28 ～ R7.3.31	介護サービス事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援金: 1,180千円	市指定管理施設である養護老人ホームに対し、県所管の事業所等と同等の物価高騰対策の支援を行うことにより、社会福祉サービスの質の確保した	1,180		1,180			0					
16	大川市斎場指定管理者電力等価格高騰対策支援金	エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている斎場指定管理施設に対し、燃料費の価格高騰分を支援することで事業の継続を支援する	令和4年度(4～12月)と比較し、令和6年度の斎場の火葬にかかる燃料費高騰分を支援金として指定管理者に交付する	R6.4.1 ～ R7.3.31	電力等価格高騰対策支援金: 96千円 ・R4.4月～R4.12月燃料支払額 1,807,600円・・・① ・R6.4月～R6.12月燃料支払額 1,870,200円・・・② (②－①)×4/3＝83,466円・・・③ ・加算額 1,000円×12月＝12,000円・・・④ ③＋④＝83,466＋12,000＝96,000円(千円未満切上)	斎場の火葬にかかる燃料費コスト上昇分相当額を支援することで火葬業務への影響を軽減した。	96		96			0					
17	大川市社会体育施設等指定管理者電力等価格高騰対策支援金	エネルギー等の物価高騰の影響を受けている市指定管理施設である社会体育施設等指定管理者に対し、光熱費等の価格高騰分を支援することにより、運営に係る経費負担を軽減する	令和4年度と比較し、令和6年度の電気料金負担増額分を支援金として指定管理者に交付する	R6.4.1 ～ R7.3.31	電力等価格高騰対策支援金: 526千円 ア R4.4月～R4.12月 1,643,398円 イ R6.4月～R6.12月 2,038,618円 (イア)×4/3＝526千円(千円未満切捨)	電気代の高騰分相当額を支援することで、指定管理運営業務の安定的な継続に繋がった	526		526			0					
18	水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金		エネルギー等の物価高騰の影響を受けている水道事業会計(備保配水場)に対し、電力の価格高騰分を支援することにより、運営に係る経費負担を軽減する	R6.4.1 ～ R7.3.31	水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金: 2,300千円 ア R5.4月～R6.1月 10,219,332円 イ R6.4月～R7.1月 12,559,460円 (イア)＝2,340千円(千円未満切捨)	電気代の高騰分相当額を支援することで、水道事業の安定経営に繋がった	2,300		2,300			0					
19	保育所等光熱費支援補助金	エネルギー価格の高騰の影響を受けている保育所等に対し、光熱費の上昇分を支援することで、運営に係る経費負担を軽減する	市内私立保育所、地方裁量型認定こども園へ光熱費等上昇分の一部を支援(電気代＝高圧・低圧受電施設)R6.8～10月、R7.1～3月まで	R6.8.1 ～ R6.10.31 R7.1.1 R7.3.31	大川市保育所等光熱費支援補助金 (低圧)1千円×570人＝570千円 (高圧)1.2千円×90人＝108千円 (福岡県補助: 339千円) 市内私立保育所園8園	保育所等に対し光熱費を支援することによって、光熱費の高騰が保育所等の経営に与える影響を最小限のものとし、円滑な運営に資することができた	678		339	339		0					
20	宿泊・交通事業者等支援金	エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている宿泊・交通事業者等に対し、事業継続のための支援を行う	原油等燃料価格高騰の影響を受けている宿泊事業者及び交通事業者等に対し、物価高騰の影響緩和を目的とした支援(宿泊事業者1事業者につき10万円・客室1室当たり2万円(上限50万円)、車両1台当たり2万円、遊覧船1隻当たり10万円)	R7.2.1 ～ R7.3.14	大川市交通事業者等支援金 10,420,000円 宿泊事業者(6社) 6社 312部屋 2,600,000円 タクシー事業者(2社) 2社 23台 460,000円 観光バス事業者(1社) 1社 13台 260,000円 自動車運転代行業者(15社) 7社 18台 360,000円 貨物自動車運送事業者(41社) 23社 327台 6,540,000円 航路事業者(2社) 2社 2隻 200,000円	交通事業者等に対し支援金を交付することで、原油等燃料価格高騰による影響を緩和し、事業継続のための支援を行うことができた	10,420		10,420			0					
21	漁業経営継続支援補助金	エネルギー(燃油)等の物価高騰の影響を受けた漁業者の負担軽減のため、価格上昇分の一部に対して助成を行うことにより、経営の安定を図る	市内漁業協同組合の漁業者が所有する動力付きの船1隻に対し、一律2万円の支援をする。ただし、1漁業者が複数の漁船を所有している場合は、2隻までを助成の対象とする	R7.1.27 ～ R7.3.31	漁業継続支援補助金: 2,960千円 【内訳】 大川市漁協 20千円×105隻＝2,100千円 川口漁協 20千円×43隻＝ 860千円	漁協より申請のあった動力付き漁船148隻に対し、助成をすることで、漁業者の事業継続に繋げることができた	2,960		2,960			0					
22	学校給食費物価高騰分助成事業(国R6補正分)	物価高騰が長引いているため、更なる不足が生じる学校給食材料費を公費負担し、保護者の負担軽減を図る	食材料費物価高騰分の公費負担 【現行給食費(保護者負担額)】 小学校: 1人あたり月額4,300円 中学校: 1人あたり月額5,000円	R6.4.1 ～ R7.3.31	膳材料費3,000千円(小学校: 1,808千円、中学校: 1,192千円)の物価高騰分を公費負担 小学校: 1人あたり月額127円(日額7円) 中学校: 1人あたり月額172円(日額10円)を支援した	児童生徒分の給食費を値上げすることなく、安全安心な給食を提供することができた	3,000		3,000			0					
計							532,159	0	531,649	0	0	510					